第

1176

READAS

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(1998年) 平成10年 10月15日 木曜日

号

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

## <sup>企</sup>所得補償保険の保険料

Q:私は弁護士を開業していますが、病気をして仕事ができなくなると収入の途もなくなるので、自己を被保険者・受取人とする所得補償保険契約を締結し、その保険料を毎月支払っています。

この保険料は、事業所得の必要経費に算入することができますか。

**A**:家事費となりますので、必要経費に算入することはできません。

## 【解説】

所得補償保険は、病気や傷害などにより働くことができなくなった場合に、その就業不能期間に応じて計算した保険金を被保険者に支払う契約のもので、傷害保険の一種と考えられており、これにより支払を受ける所得補償保険は非課税とされています。

この保険は、事業を営む人に限らずいわゆるサラリーマンでも契約することができるものです。

したがって、ご質問の場合のように事業主が自分自身の病気や傷害を目的として保険契約を締結し保険料を支払っているとしても、それは業務の遂行とは直接関連のないことと考えられますので、その保険料は、業務について生じた費用には該当せず、事業所得の金額の計算上必要経費に算入することはできません。







